

**令和 7 年度 松山市会計年度任用職員
(パートタイム緑化相談員) 採用試験実施要領**

令和 7 年 2 月 1 8 日

松山市会計年度任用職員（パートタイム緑化相談員）採用試験を次のとおり実施します。

1 試験区分、採用予定人数及び勤務場所

試験区分	採用予定人数	勤務場所
パートタイム緑化相談員	1 人程度	松山総合公園 (松山市朝日ヶ丘一丁目)

(注) 採用予定人数は変更する場合があります。

2 職務内容

- (1) 総合公園の花壇整備及び花苗の栽培
- (2) 市民を対象とした園芸教室の開催
- (3) 園芸相談
- (4) その他緑化推進に関し職員が指示する業務

3 受験資格

次の(1)から(3)までの要件を全て満たす者

(1) 次のアからウまでのいずれかの要件を満たす者

ア 園芸等に関する幅広い知識を有し、緑の相談所等（松山市農業指導センター、愛媛県農林水産研究所等）において園芸、造園に関する相談業務等の経験が 2 年以上ある者

イ 農学、造園系の高等学校、短大、大学を卒業した者で、園芸、造園に関する職務の経験が 3 年以上ある者

ウ 造園施工管理技士・樹木医等の資格を有するなど、上記のア、イの条件と同等の知識と経験を有すると認められる者

(2) 次のアからオまでに該当しない者

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 松山市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

ウ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 6 0 条から第 6 3 条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者

エ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

オ 平成 1 1 年改正前の民法（明治 2 9 年法律第 8 9 号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者（心神耗弱を原因とするものを除く。）

4 試験日時、試験会場及び合格発表

試験日時	試験会場	合格発表
令和 7 年 3 月上旬（予定）	松山市役所 1 階会議室 (松山市二番町 4 丁目 7 番地 2)	令和 7 年 3 月中旬(予定)に受験者 全員に可否を通知します。

(注) 試験日時及び試験会場の詳細は、受付期間終了後、申込者に通知します。

5 試験の方法

科目	内容	時間
口述試験	主として人物及び専門知識についての個別面接	約 15 分

6 申込受付期間

申込方法	申込受付期間
インターネット申込み	令和7年2月18日（火）10時～令和7年2月28日（金）24時
郵送申込み	令和7年2月18日（火）～令和7年2月28日（金）（消印有効）

7 申込方法

申込方法は、インターネット申込みと郵送申込み（市街地整備課に直接提出可）の2種類の方法があります。

いずれかの方法で申し込んでください。

<インターネット申込み>

- (1) 松山市ホームページ（採用試験ページ）にある申込フォームに接続してください。以下のURL又は二次元コードから松山市ホームページ（採用試験ページ）又は申込フォームに直接接続することができます。
- (2) 申込フォームでは、受験者情報を正確に入力するとともに、「**顔写真のデータ**」を添付し、送信してください。
- (3) 送信後、受付完了メールを受信し、受験申込完了となります。
- (4) 申込受付期間終了後、**受験案内を本人に通知します。令和7年3月4日（火）までに、受験案内が届かない場合は、市街地整備課（089-948-6851）に御連絡ください。**

（注）申込受付期間中は24時間いつでも申し込むことができますが、システムの保守、点検等を行う必要がある場合や重大な障害その他やむを得ない理由が生じた場合は、事前の通知を行うことなく受付の停止、休止、中断又は制限を行うことがありますので、あらかじめ御了承ください。また、このために生じた申込みの遅延には一切責任を負いませんので御注意ください。

○松山市ホームページはこちら



https://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/saiyojoho/rinji/sonohoka/ryokka_sigaiti.html

○申込フォームはこちら



https://apply.e-tumo.jp/city-matsuyama-ehime-u/offer/offerList_detail?tempSeq=6668

＜郵送申込み＞

- (1) 市販の A4 版（A3 判 2 つ折り可）の履歴書に、必要事項を記入し、申込前 6 箇月以内に撮影した顔写真を貼ってください。
- (2) 採用試験申込書を**市街地整備課に直接提出**し、又は**簡易書留**（封筒の表に「パートタイム緑化相談員採用試験申込み」と朱書きしてください。）で送付してください。
- (3) 受付期間終了後、申込者に受験案内を送付します。**令和 7 年 3 月 4 日（火）までに、受験案内が届かない場合は、市街地整備課（０８９－９４８－６８５１）に御連絡ください。**

8 採用予定日等

この試験の合格者は、松山市会計年度任用職員（パートタイム緑化相談員）採用候補者名簿（以下「候補者名簿」という。）に登載します。採用は、令和 7 年 4 月 1 日以後、欠員が生じた場合に、原則として候補者名簿から成績順に行います。ただし、欠員の状況等によっては採用されない場合もあります。

なお、候補者名簿の有効期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までです。

9 勤務条件

- (1) **勤務時間等** 月曜日から金曜日までのうち 4 日勤務で、午前 8 時 30 分から午後 4 時 00 分まで（休憩 1 時間を含む。）の 1 日 6 時間 30 分勤務です。ただし、「植木まつり」等のイベント開催時期は、休日出勤する場合があります。
- (2) **週休日及び休日** 日曜日、土曜日、祝日及び年末年始（12 月 29 日から 1 月 3 日まで）
- (3) **有給休暇** 年次休暇、療養休暇、特別休暇
- (4) **給与等** 松山市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の規定に基づき、次のとおり支給します。また、基本報酬の支給日は、原則として、毎月 21 日です。

基本報酬	その他報酬等
月額 152,846 円 (令和 7 年 2 月 1 日現在)	通勤に係る費用弁償、期末手当、勤勉手当、 時間外勤務手当等に相当する報酬等

備考 昇給及び退職手当はありません。

- (5) **任用期間** 令和 8 年 3 月 31 日までです。ただし、勤務成績が良好な場合は、再度の任用を行い、最長令和 10 年 3 月 31 日まで勤務できる予定です。勤務成績が良好でない場合は、任用期間中でも免職（解雇）する場合があります。

（注）「再度の任用」は、「同じ職の任期が延長される」又は「同一の職に再度任用される」という意味ではなく、「新たな職に改めて任用される」という意味です。

（注）療養休暇又は休職により 4 月 1 日から実際に勤務できない場合は、再度の任用をしないことがあります。

- (6) **条件付採用** 採用後 1 箇月間（採用後 1 箇月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、採用後の勤務日数が 15 日に達する日まで）は、条件付採用期間となります。条件付採用期間の勤務成績が良好でない場合は、免職（解雇）する場合があります。
- (7) **保険等** 健康保険（愛媛県市町村職員共済組合）、厚生年金保険、雇用保険、通勤及び公務上の災害補償制度
- (8) **兼業** 兼業をすることができます。ただし、兼業をする場合は、届出が必要になります。
（注）上記の勤務条件は変更される場合があります。

10 注意事項

- (1) 指定された日時に試験会場に集合してください。
- (2) 原則として、この試験で提出された書類等は返却できません。
- (3) 申込書等に含まれる受験者の個人情報、採用試験以外の目的には一切使用しません。ただし、合格者の個人情報については、人事情報として使用します。
- (4) 申込書等の記載内容に虚偽又は不正があることが判明した場合は、合格を取り消します。
- (5) その他質問等は、祝日を除く月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までに**市街地整備課**に問い合わせてください。

<提出先及び問合せ先>

〒790-8571 松山市二番町四丁目7番地2

松山市開発建築部 市街地整備課 総務担当

電話 089-948-6851